

9月に実施した財産調査の結果に基づき債務者の預貯金を差押え、回収する予定である。私法上の債権には強制的な措置をとることができないため、相続財産管理人の選任の有無を確認している。また、他に方法がないか調査・検討中である。今後とも治水課と連携し、債権の回収に努めていく。
---

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月22日、7月28日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,807,804円</p> <p>②林業構造改善事業費補助金返還金延納利息 過年度分 先数 1件 150,852円</p> <p>【林業・木材産業改善資金特別会計】</p> <p>①林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 22,779,000円</p> <p>②林業・木材産業改善資金貸付金償還金 約金 過年度分 先数 2件 725,582円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>【一般会計】</p> <p>債務者が事業廃止したこと、また保証人2名のうち1名が破産したことから、債務者に対して文書により催告を行うとともに、保証人の追加及び物的担保の提供を請求している。また、残り1名の保証人に対して面談による催告と財産状況の把握を行うとともに、支払計画の提出を請求している。</p> <p>今後もし引き続き債権回収に努めていく。</p> <p>【特別会計】</p> <p>債務者の業績不振や事業廃止により返済が停滞している。</p> <p>債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、全債務者から一部返済があり、過年度分220,000円が償還された。今後もし引き続き債権回収に努めていく。</p> <p>2) (発生日の検証結果)</p> <p>貸付実績により精算額が変わる契約の内容を踏まえ、契約書に委託料の算出方法を記載することで契約金額が算定できることから契約金額の記載は不要と考えていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成29年度からは、これまでの委託料の算出方法の記載に加え、契約金額を記載した契約書案を作成したことから、それを使用することとする。</p>

監査対象所属	森林環境部 国有林課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月21日、7月28日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 2,935,800円</p> <p>平成27年度分 4,807,425円</p> <p>合計 先数 2件 7,743,225円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>過年度分、平成27年度分ともに滞納者の無資力による未払いが原因である。過年度分については、平成28年3月、滞納者を訪問したが不在であり、今年度は平成28年6月に文書による納入督促を行った。</p> <p>平成27年度分については、平成27年5月に建物収去費用額が確定し、平成27年9月、建物収去費の納入を通知した。</p> <p>平成28年3月、滞納法人(清算人)に対し催告を行うために出向いたが、不在のため親族に訪問の趣旨を伝えるよう依頼し、今年度は平成28年6月に文書による納入督促を行った。</p> <p>今後もし引き続き文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努める。</p> <p>2) (発生日の検証結果)</p> <p>借受財産の契約更新に際し、公有財産の移動報告の手続きが必要であることを失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに移動報告書を出した。今後には公有財産事務取扱規則に従って適切に移動報告を行う。</p>

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月23～24日、6月24日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円</p> <p>【恩賜県有財産特別会計】</p> <p>①土地貸付料 過年度分 22,147,500円</p> <p>平成27年度分 4,353,722円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>【一般会計】</p> <p>平成15年度分1件60,107円及び平成16年度分1件14,317円については、毎年、債務者に文書で督促を行うとともに、居住地に赴き、状況を確認する中で納入を促している。2件とも、債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課と協議を進めていく。</p>

<p>合計 先数 27件 26,501,222円</p> <p>②違約金及び延滞利息                  過年度分 2,486,491円                  平成27年度分 163,917円                  合計 先数 24件 2,650,408円</p> <p>③雑入(和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金)                  過年度分 先数 2件 569,930円</p>	<p>【悪賜県有財産特別会計】                  土地貸付料のうち、過年度分1件3,759,952円、平成27年度分1件757,709円、違約金及び延滞利息のうち、過年度分1件108,386円については、債務者が破産手続停止決定を受けており、連帯保証人への督促等の手段について、関係課とも協議しつつ対応を検討中。</p> <p>また、土地貸付料の過年度分1件235,551円、違約金及び延滞利息の過年度分1件10,154円については、債務者の倒産により回収が困難であるが、法人所有の建物が存在していることから不納欠損処理を行うことができない状態であるため、債権の取扱について、関係課との協議を進めていく。</p> <p>「清里の森」の貸付けについては、通知等による督促を行った結果、土地貸付料の平成27年度分5件1,040,984円(分納含む)、過年度分5件624,364円、違約金及び延滞利息の平成27年度分9件106,561円、過年度分2件337,760円(分納含む)について収納した。</p> <p>なお、「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり督促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。</p> <p>1 「納入通知書」(納期限7月末)を送付しても納入されない場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納期限後20日経過時に「督促状」の送付</li> <li>・指定期限2か月経過時に電話等による支払催告</li> <li>・指定期限後5か月経過時に「督促に関する通知」の送付</li> <li>・滞納繰越(10か月)時に「納付書」の送付</li> </ul> <p>・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。これらの督促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続」に移行し対応している。</p> <p>2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。</p> <p>3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等</p>
--	--

<p>2) 林産物の売払い事務において、山梨県悪賜県有財産管理条例施行規則第55条第1項及び売買契約書第15条第1項に「買受人が買受物件の搬出終了届を提出した場合は、跡地検査を行う」旨が規定されているが、跡地検査が履行されたことを証する書類がなかった。</p>	<p>きめ細かな対応に努めている。</p> <p>4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求め粘り強く説得している。</p> <p>2) (今後の対応策等)                  本件は、物件の売払い行為であることから、跡地検査は実施しているものの山梨県財務規則第122条に基づく検査調査又は検収調査の作成を行わず、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第55条及び売買契約書第15条に基づき契約の履行確認を行ってきた。</p> <p>今後は、売買契約書第4条第2項に基づく搬出完了届に、山梨県財務規則第122条第2項に準じて、跡地検査実施の年月日及び検査者の署名押印により、証拠書類として保存していく。</p>
--	--

<p>監査対象所属                  森林課環境部 映東林務課環境事務所</p> <p>監査対象期間                  平成27年度</p> <p>監査実施日                  平成28年5月25～27日、6月28日</p>	<p>監査の結果                  講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息                  過年度分 先数 1件 240,476円</p> <p>②公正入札違約金                  過年度分 先数 2件 23,273,250円</p>	<p>1) (今後の対応策等)                  ①工事契約解除に伴う前払金返還利息                  平成18年度発生時からこれまで文書催告及び強戸により督促を行っているが、会社が倒産し、実態がない状態であり回収できていない。</p> <p>今後も同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p> <p>②公正入札違約金                  2社中1社は会社が倒産し、破産手続停止決定がなされたため今年度中に不納欠損処分を行う予定。もう1社は会社を解散し、清算段階の状況で督促を継続しているが回収できていないため、同様の債権を持つ関係部署と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p>

監査対象所属	森林環境部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月26～27日、6月30日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件 (支出1、物品1)  
1) 木造公施設整備事業費補助金において、事業が年度内に完了しなかったため、翌年度に繰り越されていたが、山梨県補助金等交付規則第12条により、補助金等の決定に係る県の会計年度が終了したとき提出されるべき実績報告書が提出されていなかった。

2) 林道維持修繕業務委託の受注者に支給した融雪剤(塩化カルシウム)の受払が、消耗品受払簿に記載されていなかった。また、当該委託契約の約款第14条第9項によれば、業務の完了等によって不用となった支給材料は発注者に返還しなければならぬと規定されているが、受注者に支給した融雪剤について、受注者が業務完了後も在庫を保管していた。なお、委託業者への配布量の確認及び工事打合簿による使用量の確認は行われていた。

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月23～25日、6月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
工事契約解除に伴う違約金  
過年度分 先数 1件 113,400円

1) (発生原因の検証結果)  
委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の納入が行われなかった。  
(今後の対応策等)  
平成28年10月に、債務者(代表取締役)の住所地在判明し、平成28年11月9日に違約金納入の依頼文を送付した。  
その後、入金を確認出来なかったため、平成28年11月30日に依頼文を再送した。  
なお、送付した依頼文は簡易書留で郵送しており、相手方が受領していることは確認済みである。

2) 林産物の売払い事務において、山梨県恩賜県有財産管理条列施行規則第55条第1項及び売買契約書第15条第1項に「買受人が買受物件の搬出終了届を提出した場合、跡地検査を行う」旨が規定されているが、跡地検査が履行されたことを証する書類がなかった。

1) (発生原因の検証結果)  
林産物の売払いや搬出手続の進捗は、搬出期間簿を作成し管理している。搬出期間簿の様式には、跡地検査の実施期日を記載する欄があり、検査の実施状況が確認可能となっている。しかしながら、現在、搬出期間簿の跡地検査確認欄の検査期日は未記入となっており、跡地検査の履行を確認することができない状態である。  
(今後の対応策等)  
買受人より搬出終了届の提出があったら、職員が跡地検査を行う。その跡地検査者が、届出書に跡地検査実施期日を手書きで記入する。この届出書を供覧に付して、組織として検査の履行と記載を確認する。また、搬出期間簿管理者が、この届出書の供覧時に跡地検査期日を搬出期間簿に記載し、検査の記入漏れを防ぐこととした。

監査対象所属	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月15日、7月20日
	監査の結果
(指導事項) 2件(支出1、給与1)	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の補助金事務への理解が不十分であったため、当該報告書を提出させるという認識がなく、補助事業者への提出指導をしなかった。 また、補助事業者においても、担当者が変更となり、交付要綱の理解が不足していたため、報告書を提出しなければならぬとの認識がなかった。 (今後の対応策等) 既に事業が終了したが、補助事業者に報告書の提出義務を認識させる観点から、平成27年度の報告書を提出させた。 また、補助事業者に認識をさせるため、交付決定通知に条件として、当該報告書の提出を明記することとし、交付要綱を改正した。さらに、事務担当者の引継書に記載するとともに、担当職員のポータルシステムのメールに提出指導時期を入力し、うっかりミスによる指導漏れを無くす。
2) 臨時職員12月特別賞金の算定誤りに伴い、社会保険料を過大に控除したため、雑部金にその額が滞留していた。	2) (発生原因の検証結果) 欠勤日の把握漏れにより特別賞金を過払いしてしまったこと、及び雑部金受払簿のチェック漏れにより滞留を放置してしまった。 (今後の対応策等) 科目更正により処理済み。また、賞金・報酬の支払いつきに誤りがないか臨時職員・非常勤嘱託チェック表を作成し、雑部金受払簿と併せて担当補佐とリーダーがチェックすることで漏れをなくす体制を整備した。
監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月9日、7月20日
	監査の結果
(指導事項) 1件(収入1)	1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金 1件について、次のとおり収入未済があった。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 201,075,248円 平成27年度分 27,745,712円

合計 先数 31件 228,820,960円	
②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 7件 21,370,500円	
	た。 他の1件について、裁判所による担保不動産の競売の結果、50,034,172円の配当を受けた。また、連帯保証人の破産手続において、535,334円の配当を受けた。 収入未済の残額については、担保不動産の売却及び連帯保証人への徴求により回収を図る。 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者との交渉を行った結果、平成28年4月1日から平成28年11月末までに3件から480,000円の償還を受けた。 収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。
監査対象所属	産業労働部 新事業・経営革新支援課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月10日、7月20日
	監査の結果
(指導事項) 2件(収入2)	1) (今後の対応策等) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けることとなった。 事業者の業況が劇的に好転することは考えにくいため、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちながら、定期的に支払いの催促を継続する。 金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求める。 2) (発生原因の検証結果) 旧知事公舎等(山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター)の敷地における、普通財産土地貸付料(電柱使用)において、平成27年度分の2件について、調定伺いの事務を行っていきなかった。事務引継が適切になされておらず、調定伺いの事務が失念されたため、調定が翌年度となってしまった。 (今後の対応策等) 今後は、敷地管理を業務分掌に明記し、人事異動の際には、引継書の記載内容を上司が確認すること等により、適正な事務の執行に努める。
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,850,000円	
	講じた措置

監査対象所属	産業労働部 企業立地・支援課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月14日、7月20日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b> 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①山梨県産業集積促進助成金返還金 過年度分 先数 1件 15,041,000円 ②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料 過年度分 99,825,750円 平成27年度分 381,300円 合計 先数 1件 100,207,050円	1) (今後の対応策等) ①山梨県産業集積促進助成金返還金 債務者の申請に基づき、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成27年4月までに217,000,000円が返還され、平成27年7月に1,360,000円の債務(映東農務事務所)の充当を行ったことから未収金額は15,041,000円となった。 平成27年5月8日付で破産手続が開始されたため、今後は、法的手続に沿って事務を進める。 ②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料 上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議を行うこととなっている。併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金の納付も要請している。 しかし、上記のとおり破産手続が開始されたことから、今後は法的手続に沿って事務を進めていく。
監査対象所属	産業労働部 労政雇用課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月10日、7月20日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指摘事項) 1件 (支出1)</b> 1) 昨年度の定例監査で、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金について、実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されているものがあったことから指導事項とした。今年度の監査でも、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金について、実績報告書が補助金交付要綱に定める提出期限を遅延して提出されているものが複数あつ	1) (発生の原因の検証結果) 平成27年度は、平成26年度と同様の事案を防ぐため、実績報告書の提出期日前に市町村担当者あてにメールを送信し、期日までの提出を求めたが、2市町が要綱に定める提出期限を遅延した。 2市町のうち、1町は、県担当者から町担当者あてに、複数回にわたって実績報告書の提出を求めたが、遅延するに至った。また、

監査対象所属	産業労働部 産業人材育成課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月9日、7月20日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項) 2件 (物品2)</b> 1) 平成28年度の組織改編に伴い、平成27年度まで使用し、廃止した産業人材課長印について、山梨県公印規程第5条第2項に定める公印保管台帳が作成されていなかった。  2) 賃借物品である短期臨時職員2名分のノートパソコン一式について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品私出調書が作成されていなかった。	残りの1市については、一旦提出期日までに書類の提出があつたが、内容に不備があり、補正を求めたところ、補正の手続に日時を要し、結果として提出期限を遅延することとなった。 補助金の進捗管理が担当者任せになつていたことが問題の発生原因と考えられる。 (今後の対応策等) 当該補助事業は平成27年度をもって、終了しているが、今後、補助金の進捗管理に当たっては、担当者と担当補佐(リザーブ)が複数体制で補助金の進捗管理を行うことにより同様の事案発生を防止する。 また、今後、実績報告書が補助金交付要綱に規定された提出期限までに提出されなかつた場合は、補助金交付決定の取消しも含めて、組織としての対応を検討することとする。  1) (今後の対応策等) 既に法令等の規定に基づく、督促状の送達や債務者への訪問催告を行っているが、現時点では未だに納付されていないため、県顧問弁護士と相談の上、訴訟も含めた法的措置を検討し、債権回収に努める。  1) (発生の原因の検証結果) 平成28年度に組織改正があり課名変更があつたが、山梨県公印規程に定める公印保管台帳の作成を見落とし、台帳作成をしなかつた。 (今後の対応策等) 直ちに公印保管台帳を作成した。 今後は、公印規程に基づく事務手続が適切に行われるよう、事務担当内での周知の徹底を図り、再発防止に努める。 2) (発生の原因の検証結果) 賃借物品である短期臨時職員2名分のノートパソコン一式について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品私出調書の作成規定を見落とし、作成しなかつた。 (今後の対応策等) 今後は、財務規則に基づく事務手続が適切

に行われるよう、事務担当内での周知の徹底を図り、再発防止に努める。

監査対象所属	観光部 観光企画課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月17日、7月26日

監査の結果

講じた措置

**(指摘事項) 1件(給与1)**  
1) 週休日の振替において、同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。(合計 213,200円)

1) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当制度についての認識が不足していた。  
(今後の対応策等) 未支給分については、速やかに確認し、支給を行った。今後は、制度を熟知するとともに、発生した時間外勤務手当については、適切な処理を行うことを再度確認し、再発防止に努める。

**(指導事項) 4件(支出1、給与2、契約1)**  
1) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とすることになっているが、事務課長補佐以外の職員が資金前渡職員に指定されていた。

1) (発生原因の検証結果) 社会活動費執行基準の認識が不足していた。  
(今後の対応策等) 平成28年度については、資金前渡職員を課長補佐に変更し精算を行っている。今後は、執行基準の徹底に努める。  
2) (発生原因の検証結果) 再任用職員の雑部金については、人事給与システムで等級の入力のみを行っており、実際の控除金額の確認を怠っていた。  
(今後の対応策等) 毎月雑部金受払簿を確認し、過誤のないよう、再発防止に努める。

2) 雑部金の出納に誤りがあり、厚生年金保険料の残高が過大となっていた。

3) 扶養手当について、支給の始期に誤りがあり、支給不足となっているものがあつた。

3) (発生原因の検証結果) 申請内容についての確認が不足していた。  
(今後の対応策等) 認定の際に、申請内容の確認を徹底し、再発防止に努める。

4) 前払金の規定を設けている業務委託契約書において、支払済前払金額に不履行期間が含まれる場合の返金規定が、契約書に設けられていなかった。

4) (発生原因の検証結果) 平成26年3月28日付け出管第2244号「委託料、定期刊行物の代価等の前払金の適用について(通知)」の確認が不足していた。  
(今後の対応策等) 平成28年度は、返金規定を設け契約した。今後は契約内容の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属	観光部 観光プロモーション課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月16日、7月26日

監査の結果

講じた措置

**(指導事項) 3件(財産1、契約1、重点1)**  
1) 富士の国やまなし館(レストラン含む)の借受財産について、借受期間が更新されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果) 公有財産事務取扱規則第54条第2項の要件を把握していなかったため、組織改編の際に公有財産台帳の移動がなされていなかった。  
(今後の対応策等) 財産管理課の台帳整理終了後、平成28年8月1日に移動報告を提出済み。  
今後は、行政財産関係の事務全般における自主点検を徹底し、報告遅れ等を防止する。

2) 富士の国やまなしびじョーリズム推進事業委託において、人件費のうち、給料手当にかかると消費税は委託料に含めていたが、共済費にかかると消費税は含めていない収支報告書により、委託料の額の確定を行っていた。

2) (発生原因の検証結果) 受託事業者から「できる限り消費税納税額に近い額を受領しておきたい考えから、全ての業務委託に含まれる共済費分の消費税額相当を請求していない。」との見解を受け、収支報告書に記載の額を確定額としたものであるが、指導事項のとおり共済費分にかかる消費税を含めていない額で委託料の確定を行っていた。  
(今後の対応策等) 委託事業における消費税の取扱いについて整理し適切な処理を行う。  
3) (発生原因の検証結果) 実務担当者が財務規則第72条に定められた期日を把握していなかったため、期日を越えての精算となった。  
(今後の対応策等) 担当内において財務規則の再認識を行い、相互のチェック機能を強化し再発防止に努める。

3) 富士の国やまなし観光ネット管理用端末回線に要する経費について、8月から2月までの支払いを見込で資金前渡していたが、財務規則第72条に定める期日を超えて精算されていた。

監査対象所属	観光部 観光資源課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月16日、7月26日

監査の結果

講じた措置

**(指導事項) 2件(財産1、契約1)**  
1) 公有財産の貸付けにおいて、貸付期間を更新したもののうち3件について、山梨県公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果) 実務担当者が山梨県公有財産事務取扱規則に基づき事務手続を把握していなかったため、更新に係る移動報告手続を行っていなかった。

		(今後の対応策等) 直ちに更新に係る移動報告手続を実施した。 今後は、山梨県公有財産事務取扱規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、課内職員に周知徹底を図るとともに、規則に基づく事務手続の一覧表を作成し年度末年度初めに必ず確認するなど再発防止に努める。
2) 富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託において、契約工期終了後に工期延長手続を行っていた。		2) (発生原因の検証結果) 工期延長の手続が契約工期前になったため、契約工期内に手続が完了しなかった。 (今後の対応策等) 工期延長の原因になる事項について早急に把握できるよう課内職員及び業者等への周知徹底を図る。

監査対象所属	観光部 国際観光交流課 (バスポートセンター)	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年6月16日、7月26日	
監査の結果		謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 3件 (収入1、物品1、契約1) 1) 収入印紙・収入証紙の自動発券機設置等を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していた。		1) (発生原因の検証結果) 調定の遅延は、調定処理に係る認識不足が原因である。 (今後の対応策等) 使用許可後、速やかに調定を行うとともに、再発防止のため、組織内の情報共有を図り、適正な事務処理に努める。 2) (発生原因の検証結果) 公印台帳の未作成は、当該事務に係る認識不足が原因である。 (今後の対応策等) 再発防止のため、引継ぎの徹底と組織内の情報共有を図り、適正な事務処理に努める。 3) (発生原因の検証結果) 委託契約書における相手先名の記載漏れは、不注意と確認不足であり、委託業務の検査確認を行った際に検査調書等の作成等を行わなかったことは、誤認識が原因である。 (今後の対応策等) 一層の注意喚起を行い、ミスをなくすとともに、チェック体制を強化し、担当者以外の職員によるチェックを徹底する。
2) 平成28年度の組織改編に伴い、平成27年度まで使用し、廃止した国際交流課長印について、山梨県公印規程第5条第2項に定める公印保管台帳が作成されていなかった。		
3) ケサン有機農業エキスボ山梨県訪問団派遣事業(韓国)の委託契約書において、委託相手先名の記載漏れがあった。また、委託業務の検査確認について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。		

監査対象所属	農政部 農政総務課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年7月27日、8月26日	
監査の結果		謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件 (支出1、給与1) 1) ETCコーポレートカード受取に要する経費(着払料金)について、資金前渡の事務手続を行っていたが、支払日当日に現金の受領手続を失念し、私費で支払いが行われていた。		1) (発生原因の検証結果) 資金前渡による支出の手続を行ったが、支払日当日に現金の受領手続を失念し、私費で立替払をしてしまった。 (今後の対応策等) 今後は、支払日を失念することのないよう、支出命令書に係るチェック項目を新たに追加するとともに、職員ポータルシステムの機能を活用し、支払日を登録するなど、担当内でチェックできる取組を強化し、再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 年度末の事務処理が集中し、雑部金として処理することを失念してしまっただ。 (今後の対応策等) 今後は、財務規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、担当内で制度の周知徹底を図るとともに、同様の事例が起きないように、今回の事案を備忘録として担当内で共有し、再発防止に努める。
2) 非常勤嘱託職員の退職に伴う住民税の特別徴収税額の未徴収税額について、財務規則第195条第1項第2号の規定に基づき、雑部金として処理すべきところ、退職者から現金を受領しそのまま納付していたため、財務規則第197条に規定する雑部金の出納がされなかった。		

監査対象所属	農政部 農村振興課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年7月22日、8月26日	
監査の結果		謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(緊急雇用創出事業に係る委託料返還金) 平成27年度分 先数 1件 41,993,750円		1) (今後の対応策等) 債務者の申請に基づき、平成28年3月31日付けで、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。 平成28年11月末時点で、未収金額は37,793,750円と減少しており、引き続き、支払計画書に従い返還が行われるよう管理していく。